

生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会
平成 30 年度第 4 回会議 議事概要

開催日時：平成 31年 1月 28日(月) 午後 3時 00分から午後 4時 45分まで

会 場：生駒市役所 201会議室

会議次第：

1 案 件

- (1) 預かり保育について
- (2) 就学前教育・保育と小学校の接続について
- (3) その他

出席者：吉岡 眞知子 岡島 保弘 上田 直美 山中 治郎 有吉 正晃 米田 恵美子

欠席者：なし

傍聴者：なし

事務局：

定刻となったため、ただ今から「生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会 平成 30 年度第 4 回会議」を開催する。

(配付資料の確認)

(第 3 回会議に係る議事概要の公表に伴う承認)

それでは、会議次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

会議次第 1 (1) 預かり保育について

部会長：

過日の部会において調査を依頼していた他市における預かり保育の状況等について、事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から説明を受けたが、何か意見等はないか。

委員：

資料 2 を見ると、平日の 17 時以降の利用実績が少ない。

現在、公立幼稚園における預かり保育は特段要件を設けずに利用できることとなっており、保護者の就労の有無は関係ないが、実際のところ現在預かり保育を利用しているのは就労していない保護者であるのか、就労のためにどうしても利用しなければならない保護者であるのか、どちらなのか。

事務局：

現時点においては毎月の利用延べ人数の統計しか調査・持ち合わせていないので、今ご指摘いただいた点については後日改めて調査することとする。

部会長：

4 月の利用人数は他月と比較すると少なくなっているが、その理由は。

事務局：

預かり保育の実施は弁当日に限られている。

平成 29 年 4 月においては、3 歳児クラスは最終週まで弁当日がなく、預かり保育の実施日が 4 日間だけだったため、延べ利用人数も少なかったということになる。

部会長：

9 月以降はそれ以前と比較すると利用人数が多くなっているが、その理由は。

委員：

例年 10～11 月にはきょうだいを通う小学校の授業参観が開催されることから、利用が多くなる傾向があるようだ。

事務局：

ただし、9 月については、第 1 週は短縮授業(弁当なしの半日保育)になるので、他月と比較すると利用実績は少なくなっている。

委員：

なお、平成 28 年度までは 1 学期の間は 3 歳児を預かってきていなかった。

部会長：

では、3 歳児においても 4 月入園前から預かり保育を利用できるように改めたら利用実績が多くなる可能性があるのではないか。

極端に言うと、各園 1 名ずつの分散利用であれば、1 つの園だけでもサービスを特化して保育内容を充実させればいいのではないかとも思えてしまう。市や現場としては、預かり保育に対する保護者のニーズをどのように捉えているのか。

事務局：

特定の園児が毎月数名利用しているようだが、1 号認定子どもでずっと利用している園児は比較的少ないと聞いている。なお、利用する園児は、どのクラスにも毎日万遍なくいると聞いている。

なお、今回、預かり保育の利用時間を充実させたとしても、公立幼稚園が提供するサービスを丸々保育園並みにするのは実際難しい。

資料 2 で示した利用人数は延べ人数となっているものの、少なくとも預かり保育に対する保護者のニーズは少なからずあると捉えていることから、市としても、確実に預かり保育の利用時間を拡大していく必要があると考えている。また、現在は預かり保育を実施していない水曜日についても実施した方が週 5 日での実施となることから、保護者にとってはより預けやすいと考えるところだが、その場合も一体何時まで利用時間を延ばせばいいのかについては現時点では難しい判断とならざるを得ない。近隣の幼稚園の実施状況を見る限りでは、17 時がまずは 1 つのめやすではないかと考えることから、まずはそこから始めてみるとともに、園や地域によって実際に保護者が求めるニーズは異なることが想定されるので、預かり保育のニーズが高い園については今後さらに利用時間を拡大するなど、もう一步踏み込んだ対応を考えていきたい。

したがって、市としては、まず第 1 段階として今までよりも利用時間を拡充すべく、水曜日を含めて 17 時まで延長する必要があると考えている。そのうえで保護者のニーズとしてさらなる利用時間の拡充を求められた際には、第 2 段階としてこども園への移行も含めて検討しなければならないと考えている。市としても、預かり保育の利用時間を拡充したうえで公立幼稚園にいかに入園してもらうか、利用時間についても、拡充を求める保護者のニーズが大きいのであれば幼稚園として保育の機能をどこまで追加していくのか、あるいは、こども園化するのか、このあたりについてはまだ今後議論の余地があるように思う。

部会長：

保護者が就労する立場から考えると、4月の入園前に預かり保育が利用できないといった制約があると入園をためらってしまいかねないのではないかと。

事務局：

3歳児の預かり保育を4月のどの時期から開始するのかについてはまた検討が必要となるが、子どもが幼稚園での生活に慣れるためには、入園後に一定期間が必要であると考えるので、現時点では3歳児の入園前の預かりは難しいと考える。

また、仮に3歳児を4月入園前も預かることとなれば、次は夏休みをはじめとする長期休業期間中の実施を求められることとなろう。市として、就労する保護者をターゲットに据えた預かり保育の実施体制を整備するとすると、4月の弁当日の実施期間を拡大させて預かり保育の利用期間を拡大するだけでなく、長期休業期間中についても利用できるようにしなければ公立幼稚園への入園者は増えないことも懸念する。

部会長：

公立幼稚園における預かり保育の利用時間の拡充に当たって、その対象者や目的に伴う市の方針として、就労する保護者を支援するためなのか、または就労時間が短いと考えられる保護者のリフレッシュも含めてなのか方針をはっきりさせておく必要があるように思うが。

事務局：

現在、公立幼稚園における預かり保育は水曜日を除く平日の14時から16時までを利用時間としており、これは上に小学生等のきょうだいがいるなかでも母親が日中パートタイマーとして就労している保護者をおもな利用対象者として考えている。したがって、今後、市として、預かり保育の利用時間を拡充させていくに当たっては、まずは、現在預かりを実施していない水曜日でも実施したうえで17時までの利用時間とし、保護者のニーズに一定応えようと考えたところである。したがって、大阪市内等での長時間就労者にとっては、拡充後の利用時間であっても十分な利用時間であるかという点については十分ではないかもしれない。そのあたりについては、今後、さらに検討していく必要がある。

部会長：

ちなみに、聞くところによると、東大阪市にある小規模保育所の卒園児は3歳からは連携園(保育所)に通所するのではなく私立の附属幼稚園に通園されることになったようだ。一部の附属幼稚園においては、園児数を確保するために、預かり保育の利用時間を18時や19時まで設定している園もあるものの、18時や19時まで就労しているわけではなくパートタイムで就労し、小規模保育所にも16時や17時ごろまでに迎えに来ている保護者も多いと聞く。では、なぜ3歳児からは附属幼稚園への入園を選択したのかと言うと、附属幼稚園として就労者を応援するため、3歳児においても、4月の入園前から預かり保育を利用できるようにしているとのことである。したがって、今回の預かり保育の利用時間の拡充に当たって、メインとなるターゲットを就労する保護者とするのか、または就労時間が短いと考えられる保護者のリフレッシュも含めてなのか方針をはっきりさせておく必要があるとあり、それによって適切な利用時間等も変わってくるように思う。現行の3歳児における4月の利用を制限する市のスタンスは、リフレッシュの人をターゲットにした利用時間や利用日数の設定から来ているのではないと思うが。

事務局：

パートタイマーの保護者も含め、突発的な利用を求める保護者をターゲットとして、市としても、幼稚園での教育を受けてほしいという思いは持っている。

このほか、本年10月からは幼児教育無償化が導入されるが、これによってニーズがどのように変わってくるのかはまだ市としても十分に想定できていない。今後、保護者に対してニーズ調査も行っていくが、実際のところ無償化になるのであればさらに保育所への入所希望が増えるかもしれないし、逆に幼稚園での教育を選択される保護者もいるかもしれないので、市としては現時点ではそのあたりを見極めたい思いもある。したがって、第1弾としては水曜日も含めた平日を17時まで預かり保育時間として預かり、その後、ニーズ調査での意見も踏まえて預かり保育の利用時間を拡充していきたいと考えている。無償化といえども、1号認定子どもについては利用料金は一定徴収することとなり、色々なケースが想定されることからまだ一概には言えないが、そのあたりについて平成31年度の保護者の動きも含めて検討していく必要はあろうかと考えている。

部会長：

市としては、今回の預かり保育の拡充をすでに実施している南幼稚園と認定こども園生駒幼稚園を除く公立幼稚園全園にて展開しようと考えているようだが、保育所で本来提供されるべきサービスを市として公立幼稚園の全園で実施していく必要があるのか、あるいは、利用実績を見て全園ではなくいくつかの園のみで実施していくのか、どのように考えているのか。

仮に、すべての園で預かり保育の利用時間の拡充を実施するという事になれば、多くの人件費が必要となってくると思うが。

事務局：

確かに人件費は増大することから、そのあたりは財政当局もシビアに査定してくる。また、無償化になれば今まで保護者が負担していた保育料を国1/2・県1/4・市1/4の割合で按分して負担することになるので、当然その分の財政負担が増してくる。現在、市においては予算編成の最中ではあるものの、財政当局との間ではかなり厳しいやりとりをしているのが実態である。したがって、実際、今回のような預かり保育の利用時間の拡充に伴う人件費の新規配当を申し入れても、それに見合うような予算はつけてもらえていないのが実態である。そうなればモデル園を設定して実施していくのか、あるいは全園実施ではあるものの(平成32年度からのように)開始時期を遅らせるのかなど、予算の査定結果を踏まえて、次善の策を検討して決定していかざるを得ないが、いずれにしても、方針としては預かり保育の利用時間を拡充させていきたいと考えている。したがって、検討委員会や部会において、預かり保育の利用時間の拡充(水曜日を含めて17時まで、長期休業期間中は実施しない)といった結論づけを行っていただくことができれば、事務局としても、その方向に沿って確保できた予算の範囲内で検討して実施していきたいと考えている。

部会長：

ただ、預かり保育の利用時間を拡充するとなると、スタッフの配置において当番制になるのかどうかなども含めて現場の先生方が混乱するのではないかと懸念は残るが。

事務局：

各園長には、近年の園児数の減少傾向が続く公立幼稚園の置かれた現状についてはしっかり理解してもらっており、今後における園の存続や園児数の確保・維持を念頭に置いた預かり保育の利用時間の拡充に当たっては、予算が確定していない現段階においては17時までが最善であろうという結論に至っているところである。また、仮に17時まで実施するのであれば、現在は実施していない水曜日についても実施すること

としなければ他の曜日の利用時間を 17 時まで延長する意味がなくなるというところまでは理解のうえで進めていってもらえているものと考えている。ただし、それ以上の保護者のニーズについては、無償化に伴う影響も含めてどこまでサービスを拡充する必要があるのか現場としても掴み切れていないのが実態である。ただ、いずれにしても、保護者が幼稚園での教育を選んでもらいやすいように少しでも変えていくという意味で、利用日時を水曜日も含めた週 5 日とし、17 時までに延長したのが実態である。

委員：

各園においても、園長だけに限らず各職員においても園児数が減少していく現状を踏まえて何とか園を存続させたいという思いや意識を持って、また身を切る思いで、ここまでであれば頑張っサービスを提供できると考える案を今回提示したところである。

現場における事務の流れの 1 例としては、

① 利用申込みの受付 【前月下旬～前月末】

(園だよりにて預かり保育の実施日を公開し、保護者がきょうだいの学校行事の予定等も踏まえて保護者が希望日時を申込用紙や申込フォームにて申込み)

② 預かり保育担当講師の配置

(預かり保育実施日における利用希望者数を見て、希望者が多い日については、預かり担当の臨時職員だけでは対応できないことから、園としても他に対応する職員(主任教諭や 3 歳児介助担当職員等)や学びのサポーター等を確保して運営。なお、25 人以上利用希望者がいる場合と支援を要する園児が利用を希望する場合には複数職員によることとなるが、園によっては、8 割以上の実施日で複数職員にて対応している。ただし、当日、体調不良等によってキャンセルが発生する場合もあり、実際の利用は大きく減る場合もあり)

③ 利用当日の受付

(預かり保育の利用時にはおやつを持参してもらう必要があるため、持参できていない場合は保護者に連絡し、別途持参してもらうかキャンセルしてもらうかの確認作業あり。預かり保育の利用者にはリボンをつけて確認。預かり保育用のお茶とおやつを持参を印をつけて確認)

④ 利用当日終了後の事務等

(園によっては保護者の迎え時に集金袋にて利用料金(0 円・150 円・300 円)を徴収。その際も利用料金が知れることで世帯の所得の多寡が明らかにならないように配慮。利用者がすべて帰った後掃除等を行い、利用料金を集計)

となっている。

預かり保育担当臨時職員は、現状においては水曜日は預かり保育を行ってはいないものの、その分、未就園児対象のつどいを開催しているためにその担当となったり、職員が体調不良等で休んだ場合には代役として勤務してもらっている。他にも多くの園務分掌を受け持ってもらっており、この状況において、今後水曜日も預かり保育を実施するとなるとかなりの負担となることは間違いない。今述べたように 1 回の実施に当たってはかなりの手間がかかっており、預かり保育の利用時間を拡充するというのであれば、確かに幼稚園の園児数は減っているかもしれないが、預かり保育の利用者数は増加傾向にあるので、現有のスタッフ数だけでは到底足りない。幼稚園は教育を行う場ではあるものの、保護者が保育を希望しているということであることから、

そのニーズに応えられるように現有スタッフで頑張っているのが実情である。

委員：

今回の預かり保育の利用時間の拡充をモデル園での実施とするか全園での一斉実施とするかは実際に実施してみないと分からない面も大きいと考えられることから実施してみてもいいと思う。ただし、利用園児の受入に伴って今行っている事務処理システムはかなりアナログ的であり、かなりの時間を要しているように感じたので、仮に実施するのであれば同時に利用園児の受入に伴うシステム面においても、デジタル化できる場所（受付等）は積極的にデジタル化させていくようなモデルを検討すべきではないかと考える。他の自治体においては、保護者が所有するスマートフォンから預かり保育の利用申請を受け付けている事例もあると聞くので、本市としてもそれが導入できるのか否かも含めて、デジタル化を視野に入れて検討する必要があるのではないと思う。

その際は、やはり、モデル園での試行を踏まえて全園での実施としなければ、一部の園において現行のアナログ的な事務処理システムを維持したままで利用者数が増加すると、今まで以上に負担が増大してしまい、とても対応できなくなるのではないかと感じてしまう。モデル園での実施を踏まえて全園での実施となったならば、すぐ公立幼稚園としていいサービスが提供できるのではないと思う。

「学校教育のあり方検討委員会」は教職員のあり方についても検討することとなっているので、そのことも踏まえて本件についても検討してもいいのかもしれない。今の現場での受入体制を聞く限り、預かり保育の利用時間を延長することによって保護者には確かにメリットがあるものの、預かる先生方にはあまりメリットが見出せない。ニーズがあることは実施していく必要があると思うが、今回、預かり保育の利用時間だけを先行して実施し、利用園児の受入体制を同時に整備されないままであれば、今回提案された拡充サービスも実際には実施できずに元に戻ってしまう可能性があるだろう。確かにデジタル化はすぐには実現できないとも思われるが、現在のところ、利用時間の拡充（週5日で17時まで）も検討段階中であるということであれば、今後ゆっくり時間をかけて先生方の意向も踏まえたうえでモデル園から実施していくということも1つの方策ではないかと考える。ニーズがあるからと言って、すぐに全園で利用時間を拡充して実施してしまえば、本当はもっといい方法があったとしても後戻りできなくなってしまいう可能性が大いに残され、共倒れしてしまうことを懸念する。

部会長：

預かり保育の利用に伴う事務の簡素化やシステム化については、預かり保育の利用料金の徴収方法等についても今後変えていく余地はあるように思った。委員から指摘のあったように、利用時間の拡充ばかりでなく、そのあたりも一緒に検討しておかなければ、現場の先生方が大変疲弊してしまいかねない。

事務局：

市としても今ご指摘いただいたとおりで、現場の意向の聴取や事務負担の検討は綿密に行うべきと考える。小学校においても今般「校務支援システム」を新たに導入することであり、公立幼稚園にどのようなシステムを導入していけばよいのか検討することは難しいが、少なくとも現状はアナログ的な事務処理システムを採用しているがために大変手間がかかっていると思うので、今後十分検討していきたい。

委員：

スタッフが充足していればアナログ的な事務処理システムであっても確実なやり方ということからいいと思うのだが、スタッフが全然足りていないということであれば、

システム化も同時に検討する必要が避けられないように思う。いずれにしても人ありきということで、人がいないのであればどうしてもそこをカットせざるを得ないように思う。たとえ今お金をかけてであっても、将来的にこの投資がよかったと言うことができれば、モデルケースとしても意味があるのではないかなと思う。また、その点を保護者にも十分伝えていく必要があるようにも思う。今提案されているとおりただ利用時間を拡充してしまうと、保護者によっては現有のスタッフにおいてそれ以上にサービスの拡充を求めてくる可能性も大いにあり得る。

事務局：

人材の確保については予算査定中ではあるもののかなり難しい状況にある。幼稚園の園長会においても、17時までの実施となると現有スタッフでは対応することは難しく、新たな人材を確保しなければご指摘をいただいたとおり色々な問題が出てくると考えている。効率的なやり方についても再検討しなければならないし、水曜日の実施に当たって午睡の時間をどうしていくのか、ふとん等の準備をどうするのかといった実際の運用も含めて、今後検討する組織を設けていくことにはなっている。

委員：

なお、平成28年度までにおいては、まだあまり利用人数がいなかったもので、今のようアナログ的な事務処理システムであっても何ら支障は出ていなかった。

部会長：

預かり保育の利用料金の集金方法についても料金が分からないように配慮しているということだが、今の方法が本当にいいのか、もっと違う集め方がないのか。また、申込みに当たっても、今のやり方がいいのかなど、もう少し整理してみてもいいのではないか。

委員：

利用する保護者においても現場の先生方がそこまで苦勞して運営されていることはおそらく分かっていないように思う。

部会長：

申込方法についても、1か月先まで予定が決まっていない保護者も多くて、急に利用できなくなる保護者も多いのではないか。先の予定なので変わってくることも当然あるように思うが。

委員：

逆に1か月前に申し込んでいなくても急に利用を申し込まれる保護者もいる。

委員：

現状も踏まえて、いい方法にできるだけ変えていければいいように思う。

部会長：

では、部会としては、水曜日も含めておおむね17時まで利用時間を拡充したうえで預かり保育を実施することとし、就労する保護者の利用も可能となるように考えるとともに、受入れのためのシステム化や人的配慮は同時に検討していくという方向性でよいか。

(了承)

部会長：

何か意見がある場合は事務局まで寄せていただきたい。

部会長：

預かり保育の利用料金は先の部会で提示のあった事務局案でよいか。

事務局：

金額についても、今後運営の詳細をつめていくなかで再考していくこととする。

会議次第1 (2) 就学前教育・保育と小学校の接続について

部会長：

事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から説明を受けたが、何か意見等はないか。

ちなみに、市として今後の方向性をどのように考えているのか。

事務局：

方向性としては「幼小接続推進会議」を設けたうえで、各校園の代表者に出席してもらい、情報交換と勉強会を開催していくことに加えて、「幼小接続カリキュラム」を今後どのように活用していくのかを情報交換し、平成31年度は今回のカリキュラムを踏まえて、各校園での授業や保育の進め方について適宜見直していただく機会となることを目指している。

部会長：

この「幼小接続カリキュラム」は本市としての方針であり、各校園が校区ごとに設定する際の指針として捉えればよいのか。

事務局：

この「幼小接続カリキュラム」は本日開催された市教育委員会において議決をもらった内容である。この部会においては幼小接続についても協議していただいているので、今回報告させていただいたものである。

委員ご指摘のとおり、このカリキュラムをベースとして本年4月から各校園が校区ごとに取り組んでいこうとするものであるが、それぞれの地域性も踏まえる必要があることから、今後具体的に取組を進めていくに当たって何か意見や提案があればいただきたい。

委員：

校区ごとに連絡会を開催することになるのか。

事務局：

事務局としては、本年4月の合同園長会の際に、地区の代表者を選出してもらったうえで、実施に向けて詳細をつめていくに当たっては各校園区からも出席してもらう必要があるものと考えている。

委員：

カリキュラムに沿って、校園区ごとの特色を生かした運営をしていくこととなるのであれば地区の代表者を選出する必要性は薄いように感じるが。

事務局：

カリキュラムを踏まえて取り組む際には各校区から代表者を選出してもらうこととなるが、市として情報交換等のための全体会（幼小接続推進会議）を開催する際には地区ごとの代表者に出席してもらうこととなる。

委員：

では、地区ごとの代表者が各校園に報告してもらえると理解でよいか。

事務局：

市としてはいきなり各校園にお願いするのではなく、まずは「幼小接続推進会議」を開催して説明し、協議してもらったうえで持ち帰ってもらい各校園区で検討していただくという2段階での運用を考えている。

委員：

この「幼小接続カリキュラム」は平成31年度からの実施ではあるが、実際のところ、各地域において検討していく必要があることから、各校園においては平成32年度ごろから実施されるという理解でよいか。

事務局：

小学校の指導要領の改正が平成32年度であることから、市としては平成31年度においては連携を強化していくための準備期間として捉えており、実質的には平成32年度から取組を開始していただければと考えている。したがって、平成31年度においては他校区の状況も情報交換しながら自校園での取組に活かしてもらうための準備期間になることを願っている。

「幼小接続推進会議」や各校園区で検討の際には、連絡会の運営の仕方や、実施に当たってうまくいかない場合にどうしたらいいのかなどについて情報交換や協議を行ってもらい、幼稚園や保育所の先生と小学校の先生では子どもに対する見方も多少異なってくるので、そのあたりについても十分に情報交換してもらい、子どもの成長をつなぐこととはどういうことかについても少し勉強会を行っていく中で意識を変えていただければという思いも市としては持っている。それを各校園に持ち帰ってもらって検討していただくために推進会議を開催したい。子どもの様子を写真等で見て何が育っているのかなどを勉強してもらえたらと考えている。

部会長：

これはカリキュラムとは言えないように思う。

この文書はあくまでも5歳児の後半から小学校の前半までの部分しか記述がないが、本来は5歳児の後半よりも前の部分からの記載があって、それがどのように育ちにつながっているのか、また、小学校の前半までを経て、その後、小学校の後半にどのようにつながっていくのか、市としてその点についての研修等の機会はないのか。

事務局：

教育委員からも、子どもの育ちについてはしっかり考えていかないといけないという意見も頂いている。これは本当に一部分を切り取ったものにすぎない。あくまでも、5歳児のこの部分だけを今回突然示したというわけではない。

部会長：

市や各校園においては、平成31年度は子どもの育ちに係るどの部分に焦点を当てて準備がなされることとなるのか。

事務局：

大きく考えれば、現場の先生方の意識改革に当てていければと考えている。

部会長：

ただ、そういうことであれば、教育のつながりが見えなければ、現場の先生方の意識は変わらないように思う。概念で変えていっても違うということに気づく程度でそれ以上に理解しようとするのは難しいように思う。やはり、共通の教育の中身があるから、それが初めて共通であることやその時点における視点が違っていたこ

とが分かるのではないか。本来の中身をお互いに勉強できなければ意識は変わらないように思うが、小学校に行ってから教育の中身がどうであるのか、それが理解できれば、幼稚園や保育所における就学前の教育の中身にこのようにつながっていった、ここでしっかりと教育をすべきことが見えてくるように思う。つながりがあることが理解されてこそ、小学校の先生は0歳児の保育を見に行くだろうし、逆に幼稚園や保育所の先生も小学校の教育を見に行くだろうし、お互いにしながらでなければ意識は変わらないように思う。議論するだけでは、子どもが見えないから意識は変わらないように思う。

事務局：

推進会議の内容については市としても再度検討し、委員の皆様にも適宜相談させていただきたい。

部会長：

今回の“カリキュラム”は就学前の後期と小学校の前半だけの記述となっているが、これでは議論などまずできない。子どもの育ちをつないでいく話になるので、3歳児や4歳児の先生方がここに至るまでにどのように育てていくのかについても大事になってくるように思う。就学前の後期と小学校の前半の間の連携は今までからもおおむねできていたように思うので。したがって、個人的には、ここに至るまで（4歳児まで）やここから以降（6歳以降）とのつながりを記述した文書がベースになってくるのではないかと思う。

事務局：

委員からのご指摘のとおり、たとえ幼小接続と言っても子どもの育ちをつなぐことが最終の目的になってくると思うので、そのためには0歳児から教える内容についてもそれぞれの園において検討していかないといけないと思う。市としても、幼小接続推進会議を開催し、この点については十分に意識していきながら検討していきたいと考えている。

部会長：

では、幼小接続推進会議においては何を分かり合おうとしているのか。個人的には、子どもの育ちについて長い目で見ることができる視野を作ることではないかと思うのだが。自分が担当する学年だけではなくて長期的な育ちに係る視野をもつための勉強会であり、現場の意見を出し合う場となることが大切であると思う。その質の中身を検討していくのが初年度となる平成31年度の取組になってくるのではないかと思う。よりいいものにしていただきたいと思っている。

委員：

地域における保・幼・小の連携がなかなかとれておらず、全然交流ができていないことはこれまでからもずっと訴えてきていたところであり、そういった状況において、園はどのようにして子どもの育ちをつないでいくかということ、今年度から市のこども課が開催する園長会の際に地域（園区）ごとに集まって情報交換や協議の場が設けられて、そのようなかたちであっても連携がとれることが分かってきた。次の段階としては、そこに地域の小学校の先生にも入っていただいて、地域の子どもの育ちについて協議・連携していきたいと思っている。協議する中で地域の特性といったものが出てくると思うので、地域での集まりを早くしてほしいと切に願う。地域内に民間園が多いのか公立園が多いのかといった違いもあって、それが特性につながってくることも十分にあり得る。したがって、組織づくりと併行して地域の集まりづくりも行い、その結果をもって推進会議等で協議してもらうことも必要であると思う。話を聞いて

いる限り、いいことをやっていただけるようなので、すごく嬉しく思っている。

事務局：

推進会議における協議・検討内容や推進会議や地域ごとの集まりの構成メンバーについては未定の部分が多いので、十分に検討、相談を重ね、市としても推進会議こそ開催回数が少なくなるかもしれないが、有意義な取組となるようにしていきたい。

部会長：

では、今日の会議においては組織づくりをしっかりとしていこうという方向性が出た。会議の中身や目的、会議の運営の仕方については今後検討していくこととして、まずは組織を作って、市として接続を考えるということよいか。

(了承)

委員：

小学校における現状としては、入学する子どもの様子については卒園する園から引継ぎを受けており、その点においては幼稚園や保育所と情報交換や連携を取らせていただいている。その他、1日入学や交流会の開催時など、年に2~3回程度近隣の幼稚園や保育所にも子どもの参加を案内している。逆に地域の幼稚園や保育所に伺うことも行いながら交流している。

また、交流だけでなく、小学校の教員としても、幼稚園や保育所でどのような教育をされているのかを理解していくことが幼小連携の最も大切な肝になるように思う。小学校の立場としてもやっていかなければならないと思う。今までは、小学校としても、1~10まで教えていく必要のある小学1年生の小さい子どもを受け入れるため、6年生が中心となって面倒を見たり、ということに重きをおいてきた、一方で幼稚園や保育所では小学校に入学したらもっとしっかりするように言われて、教育されて送り出されている。それなのに幼い、かわいらしい子どもが来たという先入観で捉えてしまいがちであるようだ。したがって、もっと小学校の教員が幼稚園や保育所における就学前教育の内容を理解して、ここまで育ててくれているのだから小学校ではここから育てていこうといった、また、小学校に入学してからこのようなことに困ったので、幼稚園や保育所ではこんな教育に力を入れてほしいといった交流をもっと密接に行っていくことで、幼小接続に限らず、子どもがスムーズに小学校生活にも適応させることができ、既に幼稚園や保育所で鍛えてもらっているところをさらに伸ばしていくことができると思う。このカリキュラムについても、小学校としても当然に力を入れて行っていく必要があり、幼稚園や保育所で具体的にどこまで教育されてきているのか見えていない部分もあったので、そのあたりについて今後密接に連携していけたら、小学校生活にもよりスムーズに適応できると思う。市として組織的に行っていったらいいものになるのではないかと考えている。確かにアプローチ会議やスタートアッププログラムは部分的ではあり、小学校としても0歳児からの育ちを学んでいく必要があると思っており、幼稚園や保育所の先生方にも小学校の後半についても学んでいただく必要があるとは思っている。そのあたりを今回改めて明確化されることで、よりいい方向にむかうように思う。

部会長：

今後、委員からの指摘を踏まえた研修を行っていったら、よりよいスタートが切れるのではないかとと思う。

委員：

可能であれば保護者も一緒に幼稚園や保育所から小学校にスムーズに接続できるよ

うなカリキュラムになればいいと思う。なぜなら、カリキュラムの中で「生活するから」についての記述があるが、その中のトイレの利用方法等については家庭教育の部分が多いように思うのだが、それが結局学校任せになっている状況にあるという報告も少し聞いている。家庭で行っている振る舞いがそのまま出てしまうのが幼稚園や保育所から小学校に入学したての頃に当たる。それを家庭としても、どこまでしないといけないのかについて分かっていない保護者も多いのかもしれない。それをこの接続カリキュラムの中で、折角幼稚園や保育所の先生と小学校の先生が密接な関わり合いをもたれるということであれば、子どもの育ちを考え、スムーズに小学校生活に適應できるようにするためには、保護者としても関わりを持っていく必要があるように思う。

事務局：

今回のモデル校園での実施に当たっては、就学前の子どもの保護者の関わりも大切であるとの認識から、このカリキュラムとは別に当該子どもの保護者の思いを集約しそれに文書で回答していった。小学校に対しても疑問に思うことを回答していく中で、小学校の始業時間を見据えた朝の起床時間、信号や交差点における交通ルールの徹底といった細かな事項を含めた回答文書を作成して保護者に配布したりもした。したがって、それはカリキュラムという範疇には当てはまらないが、カリキュラムを支えていくものではあると思うので、それを地域ごとにまとめていく中で、保護者も巻き込みながら、地域の力を活かしながらということはその点にあると思う。そこまで到達するのは平成31年度だけでは難しいかもしれないが、その点も行っていないと、子どもや先生だけではいけないと思うので、そこも含めて提案できるように研修の際には配慮していかなければいけないと感じたところである。

部会長：

学習指導要領は学校の先生や専門家だけのものではなく、また、国の教育方針や方向性は地域も含めて皆が理解すべきものであるということになっている。その点については保護者にまでなかなか浸透しきれてはいないが、それを地域で具体化させて、学校だけではなく地域の保護者にも教育の方向や段階が分かるモデルを作っていくというのが今改定された学習指導要領の方向性になっている。他の自治体においては、ある取組がどのように学びにつながっているのか、その実践内容を保護者に懇談会や学級通信等で伝えたり、それを受けて保護者とのやり取りができるようなプログラムを意識して策定しようというところもある。意見を十分踏まえうえで学校の教育プログラムではなく、子どもたちの育ちを保護者とともどのように作り上げていくのかということを意識していければいいのではないかと感じている。保護者に対して気づいてもらえるように働きかけることも一方で必要だと思う。

委員：

本来家庭教育で担うべき事項についてはしっかりと行ってきてもらうよう少し強めの言及があってもいいと思う。

部会長：

市のプログラムとしてよりよいものが策定されることを強く望んでいる。

会議次第1 (3) その他について

部会長：

まず、第5回会議の日程について調整したいと考えるが、何か意見等はないか。

(第5回会議の日程調整)

それでは、ただ今の調整の結果、第5回会議については2月15日の午前9時30分から開催することに決定する。(→後日、2月15日の午後3時からの開催に変更)

部会長：

次に、事務局からの連絡事項を受けることとする。

事務局：

資料に基づき連絡

部会長：

このほか、その他として各委員から何か意見等はないか。

(意見なし)

事務局：

それでは、これで本日の会議を終了する。

【今回の会議での決定事項】

- 預かり保育については、就労する保護者の利用も可能となるように、平日は水曜日も含めて17時まで実施する。ただし、その実施に向けて、システム化や人的配慮について同時に検討していく必要がある。
- 幼稚園や保育所における就学前教育・保育と小学校における連携を進めていくに当たっては、幼小連携推進会議、地域での協議といった組織づくりを行っていくことで認識を共有できた。今後、会議設置の目的、協議等を行うべき内容、会議の運営の仕方については事務局において検討していただきたい。

以 上